

答 申

【諮問件名】

米子市住民基本台帳の個人情報を旧優生保護法下における優生手術当事者への支援実施を予定する鳥取県に外部提供することの可否について

1 審査の経緯

米子市長（以下「実施機関」という。）から平成30年6月18日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第1項において、実施機関は原則として保有個人情報の外部提供をしてはならないこととされており、その例外となる場合について同項第1号から第6号までに掲げられている。本件諮問に係る保有個人情報の外部提供（以下「本件外部提供」という。）については、条例第8条第1項第1号から第5号までに該当しないため、同項第6号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

本件外部提供は、旧優生保護法（昭和23年法律第156号。）により実施された優生手術について鳥取県（以下単に「県」という。）が保有する当時の鳥取県優生保護審査会等の資料及びその他調査記録（以下「資料等」という。）に記載された被優生手術者（以下「当事者」という。）に関し、県が鳥取県における旧優生保護法に基づく被優生手術者調査実施要綱（以下「県要綱」という。）に基づいて実施する調査に協力し、当事者に県からの支援を受ける機会を提供することを目的として、米子市住民基本台帳に記録されている当事者の個人情報を県に提供するものである。

なお、本件外部提供の対象となる個人情報は、当事者の現住所、氏名、存否、転出先及び転出日である。

実施機関は、本件外部提供をすることの公益性及び必要性と、提供した個人情報の管理方法等を厳格に審査し、本件外部提供により個人の権利利益が不当に侵害されることがないように、行政機関として適切かつ慎重な対応をとる必要がある。

3 個人情報の保護対策

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。そのためには、個人情報の外部提供は慎重に行われるべきであり、外部提供をされた個人情報の利用及び保管・管理が適正に行われることが不可欠である。

本件外部提供の相手先となる鳥取県は行政機関であり、個人情報の保護については鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）に定められている。具体的

には、個人情報の目的外利用及び外部提供の原則禁止、個人情報の適正管理、不要になった個人情報の適正廃棄、職員の守秘義務、個人情報の不正な取扱いに係る罰則などが規定されている。

このことから、鳥取県においては、行政機関として個人情報を適正に利用し、かつ保管・管理する上での原則が明確にされており、個人情報を保護するための安全対策上の措置が施されていると認められる。

よって、本件外部提供により提供された個人情報は適正な取扱いがなされ、その安全性は確保されるものと思料される。

4 個人情報の外部提供に係る公益性・必要性

旧優生保護法とは、昭和23年から現行の母体保護法に改正される平成8年まで施行されていた法律である。優生学上不良な遺伝子のある者の出生を防止し、また妊娠・出産による母体の健康を保持することを目的として、優生手術、人工妊娠中絶、受胎調節及び優生結婚相談などについて規定されていた。旧優生保護法は、戦後の混乱期における人口急増対策と危険な闇堕胎の防止のため、人工妊娠中絶の一部を合法化したもので、その内容の是非にめぐっては常に議論があった。さらに、「不良な子孫の出生を防止する」という優生思想に基づく部分は障がい者差別であるとの批判から、改正を求める声が多かった。このため、旧優生保護法のうち、優生思想に基づく部分を削除する改正が行われ、法律名も母体保護法に改められた。

旧優生保護法では、医師は、遺伝性精神疾患にかかっている者について、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めた場合、その者の同意を得なくとも、都道府県優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる旨が規定されていた。また、医師は、非遺伝性精神疾患にかかっている者について、その保護義務者の同意があった場合、都道府県優生保護審査会に同様の審査を申請することができる旨が規定されていた。そして、この審査において優生手術を行うことが適当であると認められた場合は、本人の同意が無いまま優生手術が行われていた。

このことにより、今年に入り、全国各地で被優生手術者によって国に対する補償等を求める訴訟が提起された。これを背景として、県は、旧優生保護法により実施された優生手術について、県が保有する資料等に記された当事者と面談し、体調不良など困っておられることを聞き取り、可能な支援を行うとともに、県独自の支援策の検討を行うため、当事者の現住所等について市町村の協力を得ながら調査を行うこと、また、面談を行うに当たっては、国の動向等を情報提供し、訴訟を希望する方については弁護士等へつなぐなど適切な支援を行うことを目的として、県要綱を平成30年5月10日付けで制定した。

県が保有する資料等で確認できる当事者の情報は、当事者が優生手術を受けた当時のものであり、優生手術の実施から相当年数が経過していることから、現在、県の保有する資料等のみで当事者を特定することは困難である。そこで、県要綱第4条においては、県は自らが保有する当事者に係る個人情報を市町村へ提供し、当該市町村に

対し当事者の現住所等の提供を求めることとされている。

この度、県要綱に基づき、県から実施機関に対し、資料等により本籍又は当時の住所が現在の米子市内であると把握されている当事者の個人情報の提供があり、これらの者の現住所等の提供について協力依頼があった。これを受けて、実施機関は、住民基本台帳により確認したその者の現在の氏名、現在も米子市に在住している場合はその住所、米子市から転出している場合はその転出先及び転出日、死亡している場合はその情報を県へ提供することの可否について当審査会に諮問した。

前述したとおり、県要綱によれば、県においては、本件外部提供により提供された個人情報を基に、当事者への面談を通じた可能な支援の実施、訴訟を希望する当事者に対しては旅費等を支援するほか、介助者等の同行が必要な場合は謝金及び旅費等の支援並びに弁護士の紹介等が行われる予定である。さらに、県による県独自の支援策の検討の結果、当事者はさらなる救済措置を受けることができる可能性がある。

したがって、本件外部提供は現存する当事者に対する行政支援の機会の提供につながるものであることから、その公益性が認められる。

また、県において当事者への支援を行うに当たり、県が保有する資料等で得られる情報だけでは当事者の現住所等を正確に把握することが困難であるところ、本件外部提供によりそれが可能となる点においては、本件外部提供の必要性が認められる。

5 本件外部提供に係る個人の権利利益との比較衡量

ところで、条例第8条第1項において保有個人情報の外部提供を原則として禁止している理由は、保有個人情報の外部提供が個人の尊厳の確保と基本的人権の擁護に反するおそれがあるためである。したがって、当審査会においては、本件外部提供が行われた場合に生じ得る当事者の利益・不利益と本件外部提供が行われなかった場合に生じ得る当事者の利益・不利益とを比較衡量するとともに、当事者の権利利益を保護する必要性と本件外部提供に係る公益性・必要性とを比較し、本件外部提供の妥当性を判断しなければならない。以下、これらについて検討する。

(1) 本件外部提供が行われた場合について

本件諮問に先立ち県から提供を受けた当事者の個人情報及び本件外部提供の対象となる当事者の保有個人情報は、遺伝性精神疾患及び非遺伝性精神疾患にかかっている者を対象とした優生手術を受けた者に係る個人情報であることから、条例第2条第4号に規定する要配慮個人情報に該当する。要配慮個人情報の取扱いについては、当該情報に係る本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように特に配慮が必要である。

そもそも、自分の情報を自分でコントロールするという権利を念頭に置いたとき、保有個人情報の外部提供は本人の同意のもと行われるのが基本であると考えられる。しかし、前述のとおり、遺伝性精神疾患又は非遺伝性精神疾患にかかっている者のうち、都道府県優生保護審査会が適当である認められた場合は、本人の同意が無いまま優生手術が行われていたことを考慮すると、当事者の中には、自分が優生手術を受けたという事実を知らない者がいる可能性がある。その場合、本件外部提供に

係る本人同意を当事者から得る際に、当事者は初めて自分が優生手術を受けたという事実を知ることとなり、精神的に多大な動揺を引き起こすこともあり得る。そのため、当事者自身が優生手術を受けた事実を認知しているか否かによって、当事者との接触の仕方を変えるなど特段の配慮が必要となる。

この点について当審査会が実施機関に聴取したところ、県においては、そのような場合も含めて支援策を検討し、今後、本件外部提供により現住所を把握した当事者への面談を行い、この面談に際しては市町村職員の同行について協力依頼を行うことが県要綱に定められていることから、実施機関は、当事者のそれぞれの事情を把握していない現段階において、本件外部提供に係る本人同意を得るために単独で当事者と接触することは適当でないと考えているとのことであった。

しかし、結局のところ、現時点では、自分が優生手術を受けた事実を認知していない当事者に対し、県及び実施機関がどのように接触を図るのか、具体的に検討されているとは言い難い。当審査会としては、当事者との具体的な接触方法について明確にしないまま実施機関が本件外部提供を行うことは、要配慮個人情報を取り扱う上での配慮が不十分であると言わざるを得ない。

また、当事者の中には、自分は優生手術を受けた事実を認知しているが、その事実を他人に知られたくない者がいる可能性がある。仮に本件外部提供に対し本人同意を得ようとしても、その同意を得られない場合もあり得る。したがって、実施機関が当事者から本人同意を得ることなく本件外部提供を行うことは、他人に知られたくない個人情報が保護されるという当事者の権利利益を侵害することとなるおそれがある。

(2) 本件外部提供が行われなかった場合について

一方、当事者の中には、県の支援があるとわかればそれを求める者や、国に対する補償等を求める訴訟の提起を検討する者もいる可能性がある。

本件外部提供により当事者が得られる利益とは、当事者が県要綱に基づいて行われる支援を受けられることである。本件外部提供が行われなかった場合、当事者が県の支援を受ける機会を逃す、又は県の支援を受けるのが遅くなることもあり得る。

しかし、県のウェブサイトには、優生手術を受けた者及びその家族等のための相談窓口が県に設置されたことが公表されており、当事者が県の支援策について知る機会が全く無いわけではない。

また、県要綱で定められている支援策の内容は、上記4で述べたとおりであって、訴訟を希望する当事者への支援を除いては具体的なものとは言えない。訴訟を希望しない者については、具体的な支援策が定まっておらず、県要綱第1条には、面談して聞き取った内容に応じて可能な支援を行うとあるのみである。面談による聞き取りの結果、県独自の支援策が検討され、当事者の要望に沿った支援が実施されることが期待されるものの、現状では、本件外部提供により得られる利益は大きくないものとする。

それに加え、優生手術を受けた事実を知らない者又は優生手術を受けた事実は

認知しているが他人に知られたくない者は、県との面談自体を望まない可能性も否定できない。

これらのことを考え合わせた上で、本件外部提供が行われた場合に当事者が得られる利益、すなわち県の支援をより速やかに受けられるという権利利益と、本件外部提供が行われなかった場合に当事者が得られる利益、すなわち(1)で述べた他人に知られたくない個人情報保護されるという権利利益とを比較したとき、当審査会は、前者が後者を優越するとは言い難いと考える。さらに、後者の当事者の権利利益を保護する必要性と上記4で述べた本件外部提供に係る公益性・必要性とを比較衡量しても、当事者の権利利益を保護する必要性の方が上回ると考える。

(3) 本件外部提供の対象となる個人情報について

上記(1)及び(2)で述べたとおり、本件外部提供に係る公益性・必要性は、当事者の権利利益を保護する必要性に優越するとは言い難い。しかし、一方、県要綱によれば、今後、当事者に対する県独自の支援策について、さらに具体的な検討がなされることが期待される。そのためには、県が支援の対象となる当事者の正確な人数を把握すること、すなわち、当事者のうち現在も米子市に在住している者の人数及び死亡している者の人数を実施機関から提供されることが、必要かつ不可欠であると考ええる。

これらの情報は、米子市在住者の人数又は死亡者の人数によっては、特定の個人に関する情報となり得る。しかし、仮にそうなった場合であっても、これらの情報を実施機関が県に提供することにより生じ得る当事者の不利益は、当事者の現住所、氏名、転出先及び転出日を提供することにより生じ得る当事者の不利益と比較すると、極めて小さいものであると考える。

6 個人情報の外部提供の可否（結論）

上記のとおり、実施機関から県に提供された個人情報に係る保護対策については適正であり、個人の権利利益が侵害される可能性は低いと判断する。

また、本件外部提供は、現存する当事者に対する行政支援の機会の提供につながるものであることから、その公益性が認められる。

さらに、本件外部提供により、県が当事者への支援を行うに際し必要となる当事者の現住所等を正確に把握することが可能となる点においては、本件外部提供の必要性が認められる。

しかし、本件外部提供は、自分が優生手術を受けた事実を認知していない当事者及び自分が優生手術を受けた事実は認知しているが、それを他人に知られたくない当事者の権利利益を害するおそれがあると言わざるを得ない。このような当事者の不利益を考えたとき、前述した本件外部提供に係る公益性・必要性は、当事者の権利利益を保護する必要性に優越するとは言い難い。

一方で、県において当事者に対する支援策がより具体的に検討されるためには、実施機関が県に対し、現在も米子市に在住している当事者の人数及び死亡している当事

者の人数を提供することが必要かつ不可欠であり、これらの情報を実施機関が県に提供することにより生じ得る当事者の不利益は、極めて小さいものであると考える。

よって、当審査会は、本件外部提供のうち、現在も米子市に在住している当事者の人数及び死亡している当事者の人数を提供することについてのみ、可と認める。

7 付言

本件外部提供の対象となる保有個人情報是要配慮個人情報に該当し、その取扱いには慎重を期すべきである。当審査会が県要綱及び実施機関からの聴取により判断する限り、本件外部提供の対象となる保有個人情報の全てが、直ちに県において必要となるとは考えられないことから、本件外部提供を行うことについて、当審査会としては疑義がある。

ただし、今後、県において更なる具体的な支援策が決まった場合、その内容によっては、本件外部提供が、条例第8条第1項各号に掲げられている保有個人情報の外部提供の例外規定のいずれかに該当することとなる可能性があると考ええる。

別表

(処理経過)

| 年 月 日 | 内 容 |
|---------------------------------------|----------------------------|
| 平成 30 年 6 月 18 日 | ・ 実施機関から審査会に対して諮問 |
| 平成 30 年 7 月 6 日 (本件に係る審査会第 1 回目) | ・ 実施機関による審議内容に係る説明 ・ 審議 |
| 平成 30 年 8 月 6 日 (本件に係る審査会第 2 回目) | ・ 答申案の検討 |
| 平成 30 年 9 月 12 日 (本件に係る審査会第 3 回目) | ・ 答申案の検討 |
| 平成 30 年 10 月 19 日 (本件に係る審査会第 4 回目) | ・ 答申案の検討 |
| 平成 30 年 10 月 27 日 | ・ 答申の決定 |